

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「老齢給付金②」です。

第 17 講 「老齢給付金②」

（確定拠出年金法施行規則第 4 条 2018 年度版条文集 P7 ほか）

第 16 講でみたように、老齢給付金の額や支給の方法に関する事項は、規約の記載事項であり、規約の定めに基づいて支給が行われますが、給付の額の算定方法には一定の基準が設けられています。

具体的な基準に関する規定としては、確定拠出年金法施行規則第 4 条があり、第 1 項に年金として支給される場合の算定方法、第 2 項に一時金として支給される場合の算定方法が定められています。なお、老齢給付金は年金による支給を原則的な支給方法としているため、年金として支給される給付金の額の算定方法は必ず定めなければなりません。これに対して、一時金としての支給は必須ではありませんが、一時金による支給を行う場合には定める必要があります。

まず、確定拠出年金法施行規則第 4 条第 1 項をみてみましょう。

第 4 条第 1 項は、確定拠出年金の給付のうち年金として支給されるものの算定方法の基準に関する規定で、そのうちの第 1 号に、老齢給付金を年金で支給する場合の算定方法の基準が「イ」から「チ」に分けて定められています。

「イ」には、算定の方法は、原則として、「給付の支給を請求した日」に受給権者が規約の定めに基づいて決定した方法となることが定められています。「原則として」という文言は条文上にはありませんが、「ホ」及び「ヘ」で、例外的に後日変更できることが定められています。

「ロ」から「ニ」にかけては、原則的な給付の額の算定に関する基準で、以下のように定められています。

「ロ」 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額と支給予定期間に基づいて定められます。

「ハ」 給付の額は「ロ」の個人別管理資産額の 20 分の 1 以上 2 分の 1 以下となるように定めます（終身年金の場合を除きます）。

「ニ」 支給予定期間は 5 年以上 20 年未満とします（終身年金の場合を除きます）。なお、支給開始月は、請求を申し出た日の属する月以後の 3 か月以内の規約で定める月となります。また、支給予定期間の最後の月の末日において、個人別管理資産が残っている場合は、「チ」の定めにより、当該月の翌月以後に、当該月の末日における個人別管理資産の額が支給されます。これに対し、支給予定期間の途中で個人別管理資産がなくなった場合は、第 16 講でみたように、確定拠出年金法第 36 条により失権しますが、このようなおそれがある場合に、後述する「ヘ」の基準により、給付の額の算定方法を変更することも認められます。

「ホ」及び「ヘ」は、規約にその旨の定めを設けた場合に認められる取扱いで、以下のように定められています。

「ホ」 規約で定めた場合には、年金で支給される老齢給付金の支給開始日の属する月から起算して 5 年を経過

した日以後に、残りの個人別管理資産を一時金で受けることができます。この場合の一時金の額は、「イ」「ロ」の定めにかかわらず、受給権者が一時金で受けることを申し出た日の属する月の末日における個人別管理資産の額となります。

「へ」 規約で定めた場合には、個人別管理資産額が過少となったことにより給付の支給を支給予定期間にわたって受けることが困難になったときに、「イ」の定めにかかわらず、支給予定期間にわたって受けられるようにするために、受給権者の申し出に基づいて、1回に限り給付の額の算定方法を変更することができます。なお、この場合の給付の額は、「ロ」の定めにかかわらず、「ト」の定めにより、申し出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産の額及び支給予定期間に基づいて算定されます。また、給付の額の変更は、申し出をした日の属する月の翌月以後に行われます。

次に、確定拠出年金法施行規則第4条第2項をみてみましょう、

第4条第2項は、確定拠出年金の給付を一時金で支給する場合の算定方法の基準に関する規定で、そのうちの第1号の「イ」及び「ロ」に、老齢給付金を一時金で支給する場合の算定方法の基準が定められています。「イ」は、一時金の額は、請求日から起算して3か月以内の規約で定める日における個人別管理資産の額であることが定められています。なお、条文には、一部を一時金で支給する場合は、当該個人別管理資産額に基づいて算定される額とあります。これは、一時金で支給されない部分、つまり年金で支給される部分の算定の基礎となった個人別管理資産額は考慮しないといった意味合いといえます。

「ロ」は、老齢給付金の一部を一時金で受け取れるのは1回に限ることが定められています。

以上のように、給付の額の算定の基準に関する規定の中でも基本となるのは、「給付の額は個人別管理資産額の20分の1以上2分の1以下であること」や「支給予定期間は5年以上20年以下であること」です。ただし、確定拠出年金では、一定の時点での個人別管理資産の額に基づいて給付が行われるため、年金で支給される場合は、必ずしも支給予定期間の終了時点で丁度個人別管理資産がなくなることが想定されているわけではありません。そのため、確定拠出年金法や同施行規則では、支給予定期間の途中で個人別管理資産が過少となった場合やなくなった場合、あるいは、支給予定期間終了後も個人別管理資産が残っている場合の規定が設けられている、ということも知っておくと、制度全体への理解が深まるでしょう。

今回は、「障害給付金」です。